

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画



平成30年11月 策定

令和 6年12月 改正

福島県田村市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、福島県中通りの最東端に位置し、阿武隈山系が南北に走り大小の山々によって丘陵起伏が連続する地形となっており、山岳を源に大滝根川や高瀬川などの多くの河川が地域を流下している。太平洋岸気候に属しながらも、年間の気温格差が大きく、降雨・降雪量は少ない内陸性気候の特徴を持っている。

市総面積のうち、田畑及び山林が約 85%を占め、典型的な中山間地域における農林業が、本市の基幹産業として地域経済を支えてきた。しかし、生産年齢人口の減少や他産業への人材流出等により、農林業従事者は減少・高齢化の一途をたどっており、産業としての持続可能性が危ぶまれている状況にある。

加えて、旧東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）福島第一原子力発電所事故の影響により、地元農産物の価格低迷や森林整備の停滞等の問題が発生し、事態に拍車をかけている。

このような状況を踏まえ、市では、未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電の整備を促進し、農林業の健全な発展に向けた一助とする。

木質バイオマス発電所が稼働することで、未利用間伐材等の長期的かつ安定的な買取による山林所有者及び林業従事者の所得向上はもとより、関連産業の活性化や地元雇用の創出等、地域経済に対する広範な波及効果が期待できる。

また、原発事故以降停滞している森林整備が進むことにより、山地災害防止や水源涵養など、森林の有する多面的機能の回復・発揮が図られるほか、排熱等利用の取組を推進し、農林業の健全な発展に資する。

木質バイオマス発電に使用する原料としては、努めて地元産の木材（県産材）を活用する。その利用比率は、年間を通じて 8 割以上とすることを原則とし、発電事業及び原料に対する放射線への不安を解消するため、市及び発電事業者は、最新の知見に照らした適切な安全対策を講じる。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	地目		面積(㎡)	備考
	登記簿	現況		
田村市大越町上大越字後原 10-66	宅地	宅地	36,832.77	木質バイオマス 発電設備
田村市大越町下大越字三合田 35・36	畑	畑	1,690.00	上記発電設備に 係る附属設備

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備考
木質バイオマス発電	7,100 k W	発電原料となる木質バイオマスについては、主に地域内に賦存する未利用材等を利用する。

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当区域なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

番号	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
①	木質バイオマス発電事業者が、地域内に賦存する未利用材（チップ）を、納入業者から長期的かつ安定的に買い取るにより、間伐等の森林整備が進められ、林業従事者の所得向上や大径材の生産促進など、林業の活性化に寄与する取組	
②	木質バイオマス発電設備から発生する排熱または温水を農林産物栽培施設（ハウス等）に供給することにより、燃料高騰の影響を受けにくく、冬期においても経営可能な生産体系への転換を図るとともに、地域人材を積極的に雇用し農家等の所得向上に寄与する取組	

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じて影響の調査・検査等を行うことにより、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観が作られていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

今後5年間（2029年度まで）で、木質バイオマス発電において、年間5.5万MWhの発電及び年間7.28万トンの地域産未利用木材（チップ）等の安定供給を図るとともに、排熱等供給による地域の農林業の健全な発展に資する取組を行う。

(2) 目標の達成状況についての評価

目標の達成度合いを確認するため、毎年度、設備整備事業者は、認定設備整備計画の実施状況（設備計画の進捗状況、稼働状況）を田村市に報告することとする。また、田村市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会において、認定設備整備計画の進捗を協議し、目標が達成されない場合、設備整備事業者は、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止または終了する場合は、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、設備整備事業者の責任において施設の撤去等の対策を行う。

また、認定設備整備計画に基づき農地法の特例を受けた土地について、当該計画の内容に反して発電設備及び附属設備の整備を中止する場合は、設備整備者の責任において原状回復措置を講じるものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、田村市ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることを確認することとする。

設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

田村市及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、田村市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電に取り組む。